

平成 2 7 年度

予算概算決定の概要
大臣官房環境政策課

農林水産省

海外由来遺伝資源の導入実態等基礎調査事業[新規]

【15（一）百万円】

対策のポイント

名古屋議定書の批准に際して、国内措置の円滑な執行や遺伝資源の適正利用を進めるための政策立案の基礎として必要な情報である、過去に海外から導入された遺伝資源の実態や利用者の意識を早急に把握します。

<背景/課題>

- ・ 遺伝資源の利用により新品種の開発を促進していくためには、新たに海外から導入する遺伝資源のみならず、これまで国内に蓄積してきたものにも着目する必要があります。
- ・ こうした中、平成26年10月に遺伝資源利用の国際ルールである名古屋議定書が発効することとなり、我が国が批准した場合には遺伝資源提供国の国内法令遵守状況の確認等を行う必要があることから、遺伝資源の利用を推進する政策立案の基礎となる、海外由来遺伝資源の導入実態や利用者の意識を早急に把握することが必要です。

政策目標

既に国内に導入されている海外由来遺伝資源について、その適正な利用を推進するための政策立案の基礎となる情報を、1,000名（組織）以上の者から収集する。

<主な内容>

1. 海外由来遺伝資源の利用者を対象とした調査

過去に海外から遺伝資源を導入した者を対象に、名古屋議定書の内容について理解していただいた上で保有している遺伝資源の内容や利用状況について把握するとともに、その利用に際して抱く不安や遭遇している課題について、広くアンケート調査を行います。

2. 海外由来遺伝資源の実態調査

調査対象者の中から、保有している遺伝資源の内容を把握していない者や利用について不安を特に強く感じている者等を対象とし、その保有遺伝資源の来歴・導入時にとられた手続等について実態調査を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課（03-6744-2017（直））]

背景

- ・ 遺伝資源の利用により新品種の開発を促進していくためには、新たに海外から導入する遺伝資源のみならず、これまで国内に蓄積してきたものにも着目する必要がある。
- ・ 平成26年10月に遺伝資源利用の国際ルールである名古屋議定書が発効することとなり、我が国が批准した場合には、遺伝資源提供国の国内法令遵守状況の確認等を行わなければならない。
- ・ このことから、遺伝資源の利用を推進する政策立案の基礎となる、海外由来遺伝資源の導入実態や利用者の意識を早急に把握することが必要がある。

事業内容

① 海外由来遺伝資源の利用者を対象とした調査

過去に海外から遺伝資源を導入した者を対象に、名古屋議定書の内容について理解をしていただいた上で、保有している遺伝資源の内容や利用状況について把握するとともに、その利用に際して抱く不安や課題についてアンケート調査を実施

② 海外由来遺伝資源の実態調査

アンケート調査対象者の中から、保有している遺伝資源の内容を把握していない者や利用に際して不安を強く感じる者等を対象に、保有遺伝資源の来歴・導入時の手続等について実態調査を実施

効果

調査によって得られた海外由来遺伝資源の導入実態や利用者の意識の把握



**遺伝資源の利用を推進
する政策の立案**

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

【32（47）百万円】

対策のポイント

「強み」のある農産物の創出を目指し、我が国の品種開発を加速させるため、海外の遺伝資源の円滑な導入・利用に必要な情報の提供や相手国との意見調整等を行います。

<背景／課題>

- ・「強み」のある農産物の創出を目指し、我が国における品種開発を加速させるためには、変化に富んだ海外の遺伝資源を円滑に導入できる環境が不可欠です。しかし、近年、途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりから遺伝資源の持ち出しを規制する傾向があります。
- ・このため、海外の遺伝資源を円滑に導入・利用するために必要な情報等の収集・提供や有望な遺伝資源保有国との意見調整を行います。

政策目標

海外からの遺伝資源の取得に関する合意が4か国で行われる
(平成28年度)

<主な内容>

1. 国内利用者への情報提供

遺伝資源保有国において現地調査を実施し、国内利用者に対して遺伝資源の取得に係る国際ルールや諸外国の法制度、遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識のほか、各国における遺伝資源の賦存状況に関する情報の収集・提供を行います。

2. 遺伝資源取得のための相手国等との意見調整

遺伝資源の取得に係る合意形成に向け、国内利用者と遺伝資源保有国政府、関係機関との意見調整を推進します。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課（03-6744-2017（直））]

背景

途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりにより、自国の遺伝資源の持ち出しを規制する傾向

→ 我が国における遺伝資源を利用した研究活動や産業活動が停滞するおそれ

事業内容

① 我が国の利用者への情報提供

- ・ 遺伝資源の取得に係る国際ルール
(生物多様性条約、ITPGR、名古屋議定書(平成26年10月発効)等)
- ・ 遺伝資源の提供に関する諸外国の法制度
- ・ 遺伝資源保有国における遺伝資源の賦存状況
- ・ 遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識



② 遺伝資源の取得の合意等に係る二国間調整

我が国の利用者と相手国政府、遺伝資源保有機関との
遺伝資源取得に向けた意見調整



効果

- 情報の不足により遺伝資源の導入を躊躇する我が国の利用者の不安を解消させる
- 国家間の関係構築、遺伝資源の探索等の効率化により、遺伝資源の円滑な導入を加速させる
- 遺伝資源の取引方法等の合意により、我が国の利用者による当該国の遺伝資源へのアクセスが可能に
- 他の遺伝資源保有国に応用可能な優良取引事例の創出、育種主体の交渉ノウハウの取得

我が国の遺伝資源利用者による海外遺伝資源の円滑な導入と適切な利用を促進し、
画期的な農作物等の新品種の開発を促進

「水資源循環の見える化」調査・検討事業

【8（9）百万円】

対策のポイント

ウォーターフットプリントの国際規格化において、我が国の農林水産業の実態に適したものになるよう働きかけつつ、国民への情報発信を図ります。

<背景／課題>

- ・水の利用量や環境影響を評価するウォーターフットプリントの国際規格化の議論が進んでいますが、我が国の農林水産物に関して、その生産活動に伴い水資源を利用しているのみならず、水源かん養や水の浄化機能も併せ持つこと等**我が国の農林水産業の実態に適した形で評価する手法を策定**し、国際規格化の議論に反映させる必要があります。
- ・近年、局地的な豪雨や極端な小雨による渇水などを契機とし、水問題に対する国民の関心が高まっているところであり、上記で策定した評価手法を用いて、**農林水産業が持つ水源かん養等の機能をわかりやすく情報発信**していきます。

政策目標

我が国の農林水産業に適した水資源の評価手法を策定（平成27年度）

<主な内容>

農林水産分野の生産活動における水の利用状況等に係る既存の研究等の調査や、海外の先進事例の調査をもとに、**専門家による委員会を開催して評価手法の検討・とりまとめ**を行います。また、その評価手法を活用し、**農林水産業が持つ水源かん養等の機能や水の有効利用状況に係る情報発信**を行います。

（委託費）
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課（03-6744-2017（直））]

課題・背景

○水の利用量や環境影響を評価するウォーターフットプリントの国際規格化の議論が進んでいるところであるが、我が国の農林水産物に関して、その生産活動に伴い水資源を利用しているのみならず、水源かん養や水の浄化機能も併せ持つこと等我が国の農林水産業の実態に適した形で評価する手法を策定し、我が国の視点を国際規格化の議論に反映させる必要がある。



○近年、局地的な豪雨や極端な小雨による渇水などを契機とし、水問題に対する国民の関心が高まっているところであり、上記で策定した評価手法を農林水産業が持つ水源かん養等の機能についてわかりやすく情報発信していく。

事業内容

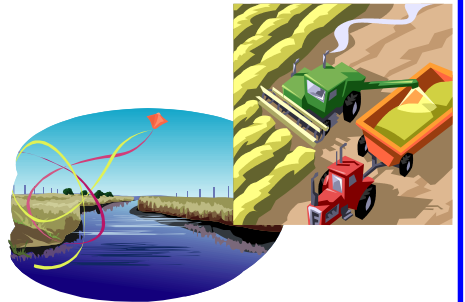
(水資源に関する評価手法の算定)

専門家による検討委員会の開催

我が国の実態に即した水資源の評価手法の検討・取りまとめ

(実態調査等)

水資源に関する既存研究等の調査、海外の先進事例の調査
生産形態ごとの国内の水利用状況に関する現地調査



(情報発信)

上記で策定した水資源の評価手法を活用し、生産形態ごとの水の有効活用
の状況や農林水産業が持つ水源かん養等の機能に関する情報を発信

事業効果

○国際規格化への対応

ウォーターフットプリントの国際規格化において、本事業で検討した評価手法とのすり合わせを行い、我が国の農林水産業の実態に適したものとなるよう働きかけを行う。

○農林水産業が有する水源かん養等の機能に関する情報発信

水資源の評価手法を活用し、生産形態ごとの水の有効活用の状況や農林水産業が持つ水源かん養等の機能についてわかりやすく情報発信を行い、理解を醸成する。